【作成上の留意事項】

～有料老人ホーム～

１　提出方法

①　一昨年度より提出方法が「メール」ではなく**「インターネット上の提出フォーム（LoGo フォーム）」**になりました。

②　令和８年 11 月５日付「有料老人ホーム重要事項説明書等の提出について（依頼）」の「３提出方法」に、ＵＲＬとＱＲコードを記載しております。ログインしてフォームの流れに沿ってご回答いただき、必要書類を提出してください。

２　重要事項説明書

①　令和５年 11 月より重要事項説明書が **word 様式から excel 様式に変更**されています。さらに、令和８年 10 月より**様式が Ver1.3 から Ver1.4 に更新**されました。必ず**最新の excel 様式 Ver1.4 で作成してください**。（ＮＡＧＯＹＡかいごネットに掲載している様式も最新の Ver1.4 に変更しています。）

②　設置届や変更届で届出済みの内容と相違がないか確認のうえ、提出してください。

③　ご提出いただいた重要事項説明書の内容がそのまま情報公表システムにて公表されますので、正確に入力してください。

④　**令和８年７月１日時点**又は**その後更新している場合は直近のもの**を提出してください。

※　重要事項説明書の作成につきましては、ＮＡＧＯＹＡかいごネットの「有料老人ホームのページ」に掲載されております「重要事項説明書の作成マニュアル（記載例）」をご参照ください。

【被災確認事業所番号について】**※重要※**

重要事項説明書の１ページ目の５行目にある「**被災確認事業所番号**」についてお知らせします。

重要事項説明書が excel 様式に変更となった令和５年 11 月より「被災確認事業所番号」の項目が設けられました。この番号は年１回定期的に重要事項説明書を提出いただいた施設に当課が付番してお伝えすることとなっています。令和５年度に重要事項説明書を提出いただいた施設に対しては、令和６年５月頃に対象の全施設宛に通知書を発送しました。

一方で、令和６年度以降に初めて重要事項説明書を提出いただいた施設につきましては、当課のシステムトラブルにより付番することができていません。トラブルの原因究明に努めていますが、いまだ分からないままです。そのため、現時点でも付番ができていない状態です。

よって、当該項目の番号につきましては、**令和５年度に発行しました「「災害時情報共用システム」に係るログインＩＤ等について（通知）」の交付を受けている施設に限り入力**し

てください。なお、**当該通知が交付されていない施設は、① 令和５年 12 月２日以降に開所した施設、② ①には該当しないが令和５年度に重要事項説明書を提出していない施設**、です。

３　貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

① 直近の事業年度分を提出してください。

② 他業を営んでいる場合又は親会社がある場合は、それぞれの直近の事業年度の財務諸表を併せて提出してください。

③ 複数の有料老人ホームもしくはサービス付き高齢者向け住宅を設置運営している場合は、全体で１部の提出で結構です。

４　その他

① 有料老人ホーム設置届の添付書類記載項目に変更が生じている場合は、別途、有料老人ホーム変更届の提出が必要です。

② 重要事項説明書は、定期的に更新して入居者等に情報提供してください。

③ **重要事項説明書 Ver.1.4 の様式はＮＡＧＯＹＡかいごネットの「有料老人ホームのページ」の事業者向け情報内**にありますので、そちらからダウンロードしてください。

（https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/charge/）